

日本薬学図書館協議会 謝金規則

日本薬学図書館協議会規則第5号

制定：1955年3月8日

改正：2022年7月1日

改正：2022年11月15日

(目的)

第1条 日本薬学図書館協議会(以下「本会」という。)第4条に定める事業を実施するにあたり、支出する謝金について必要な事項を定める。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会における講演・講義の謝金
- (2) 本会理事会における講演・助言等の謝金
- (3) 本会の各委員会活動における講演・講義等の謝金
- (4) 本会の各委員会活動における業務協力・補助等の謝金
- (5) 本会の各地区協議会における講演・講義等の謝金
- (6) 本会が主催、共催する事業に関する講演・講義の謝金
- (7) 本会の出版物やホームページへの執筆、イラスト・デザイン等および出版に伴う作業の謝金

(謝金の額)

第3条 謝金の額は次の各号に掲げるものとし、第4条に掲げる理由がない限り、これに準ずることとする。

- (1) 第2条第1号から第6号までに対する謝金の額は、次の通りとする。
 - ア 概ね30分以内の講演・講義等については、8000円とする。ただし本会会員については4,000円とする。
 - イ 概ね60分以内の講義・講演等は10,000円とする。ただし、本会会員については5,000円とする。
 - ウ 概ね60分を超える講演・講義等については、15,000円とする。ただし、本会会員については、8,000円とする。
- (2) 前号に定める謝金の額は、一つの講演・講義等を担当する者の人数に関わらず同額とする。
- (3) 前条第5号に対する講演・講義等の謝金が、他の団体等の定めに基づき支払われる場合は、事前に決められた本会分担分を謝金の額として負担する。
- (4) 前条第7号に対する謝金の額は、別に定める。

第4条 第2条の各号に対する謝金の額が、個人、団体、法人等の規則により定めがあり、第3条に定める謝金の額に収まらない場合は、次の各号の通りとする。

- (1) 謝金の額が 20,000 円未満の場合、担当者（委員会委員長、地区協議会幹事館等）、担当理事、専務理事で協議し謝金の額を決める。理事会には後日報告すること。
- (2) 謝金の額が 20,000 円を超える場合、担当者（委員会委員長、地区協議会幹事館等）、専務理事および財務委員会担当理事で協議し謝金の額を理事会に提案し了承を得ること。年度予算を超える場合には、理事会で補正予算の承認も得ること。

(附則)

第 5 条 この規則は 2018 年 3 月 8 日から施行する。

第 6 条 この規則は 2022 年 7 月 1 日から施行する。

第 7 条 この規則は 2022 年 11 月 16 日から施行する。